

ご利用いただきましたか?



スマイル応援ギフトカードの利用期限は 12月31日まで!

☎ 市 政策推進課 ☎ 53-5162 ☎ 53-5148

物価高騰の影響を受けている市民の皆さまの暮らしを経済的に支援するため今年3月に配布した「まいばらスマイル応援ギフトカード」。皆さまもうご利用いただきましたか?カードの有効期限は今年の12月31日までですので、「忘れていた!」、「まだ全額使い切れていない!」という方は、ぜひお早めにご利用ください。



まいばらスマイル応援ギフトカード

有効期限 令和8年12月31日(木)まで

配付金額 1万円(市民1人あたり)

※残高の範囲内で、何度でもご利用いただけます。

有効期限を過ぎると未使用残高は失効します。

残高の返金はありませんので、忘れずにご利用ください。

このギフトカードは、VISA
カードが使える店舗で、食
料品や日用品など、用途を
問わずご利用いただけます。

- アプリ登録や事前手続きは不要!
- インターネットショッピングでも使える!
- 残高はカード裏面の二次元コードで確認

▼詳しい利用方法はこちらからご覧ください



◀市民の皆様の暮らし応援
スマイル応援ギフトカード
(広報まいばら2026年3月号)



◀バニラVisaギフトカードの使い方
(贈るギフトカード公式YouTubeチャンネル)

お問い
合わせ

■VISAカードに関すること
VISAギフト専用ダイヤル
☎0570-077-096
※9時~18時(土日祝を除く)

■スマイル応援ギフトカード事業に関すること
スマイル応援ギフトカードコールセンター係
☎53-5222
※9時~16時45分(土日祝を除く)

9月23日は手話の日 市役所でブルーライトアップを行います

☎ 市 障がい福祉課 ☎ 53-5123 ☎ 53-5119

昨年6月に施行された手話施策推進法では、手話を使う人にとって手話は言語であり、重要な意思疎通の手段であると位置付けられており、毎年9月23日を「手話の日」とすることが定められています。ブルーライトアップの取り組みは、国連総会で決議された手話言語の国際デー(9月23日)の啓発事業として世界各地で実施されており、米原市でも下記のとおり実施します。

実施日時 9月23日(水・祝)19時~21時

実施場所 市役所本庁舎

米原市では、「手と手をつなぐ 米原市手話言語条例」に基づき、各種事業を実施しています。引き続き、聴覚障がいの有無に関わらず、安心して心豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、施策を推進していきます。

